ひとり親世帯

低所得:

# 民間賃貸住宅への入居でお困りの方へ

-住まい確保のための入居促進事業のご案内-

# 入居促進事業の概要

区では、民間賃貸住宅への入居に関してお困りの方に対し、不動産事業者と区が連携し、住宅を あっ旋いたします。まずは区の各窓口へご相談ください。

## 住まい確保の流れ

相談者

①各窓口へ 住まい探しの相談

4物件紹介



### 区の窓口(住まいの相談)

〇高齢者(本庁舎3階)

高齢者地域支援課 高齢者住宅担当 (TEL:03-5742-6735)

○ひとり親世帯 (本庁舎7階)

子ども家庭支援センター ひとり親相談係(TEL:03-5742-6589)

○障害者(本庁舎3階)

障害者支援課 障害者支援係

(TEL:03-5742-6707)

○低所得者(第二庁舎3階)

品川区暮らし・しごと応援センター (TEL:03-5742-9117)

連携

⑤条件の合う物件を取り扱 う不動産事業者へ、ご自身 でお問い合せください。



住宅課(住まいの総合相談窓口)

②物件紹介依頼



③物件紹介

各登録不動産事業者(賃貸人)

※物件の情報提供をお約束するものではありません。

# 対象となる方

#### 〇下記のいずれかに該当すること

: 65 歳以上の単身世帯または構成員が全員 65 歳以上である世帯の者 高齢者

ひとり親世帯:ひとり親世帯(18歳に達した年度末までの子と母または父のみの世帯)の者 : 単身世帯の障害者(身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保健福祉手帳 **隨害者** 

1級から3級、愛の手帳1度から4度までの者) または障害者を含む世帯の者

: 国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない者 低所得者

#### 〇下記のすべてに該当すること

- ・品川区に引き続き2年以上居住していること
- ・賃貸人の親族でないこと
- ・登録不動産事業者の従業員でないこと
- ・過去に本事業に基づくあっせんを受けている場合、 賃貸借契約日から1年を経過していること

※詳細はホームページをご確認ください

事業についてのお問い合わせ

品川区 都市環境部 住宅課 居住支援係 (住まいの総合相談窓口) 〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 TEL: 03-5742-6777 FAX: 03-5742-6963